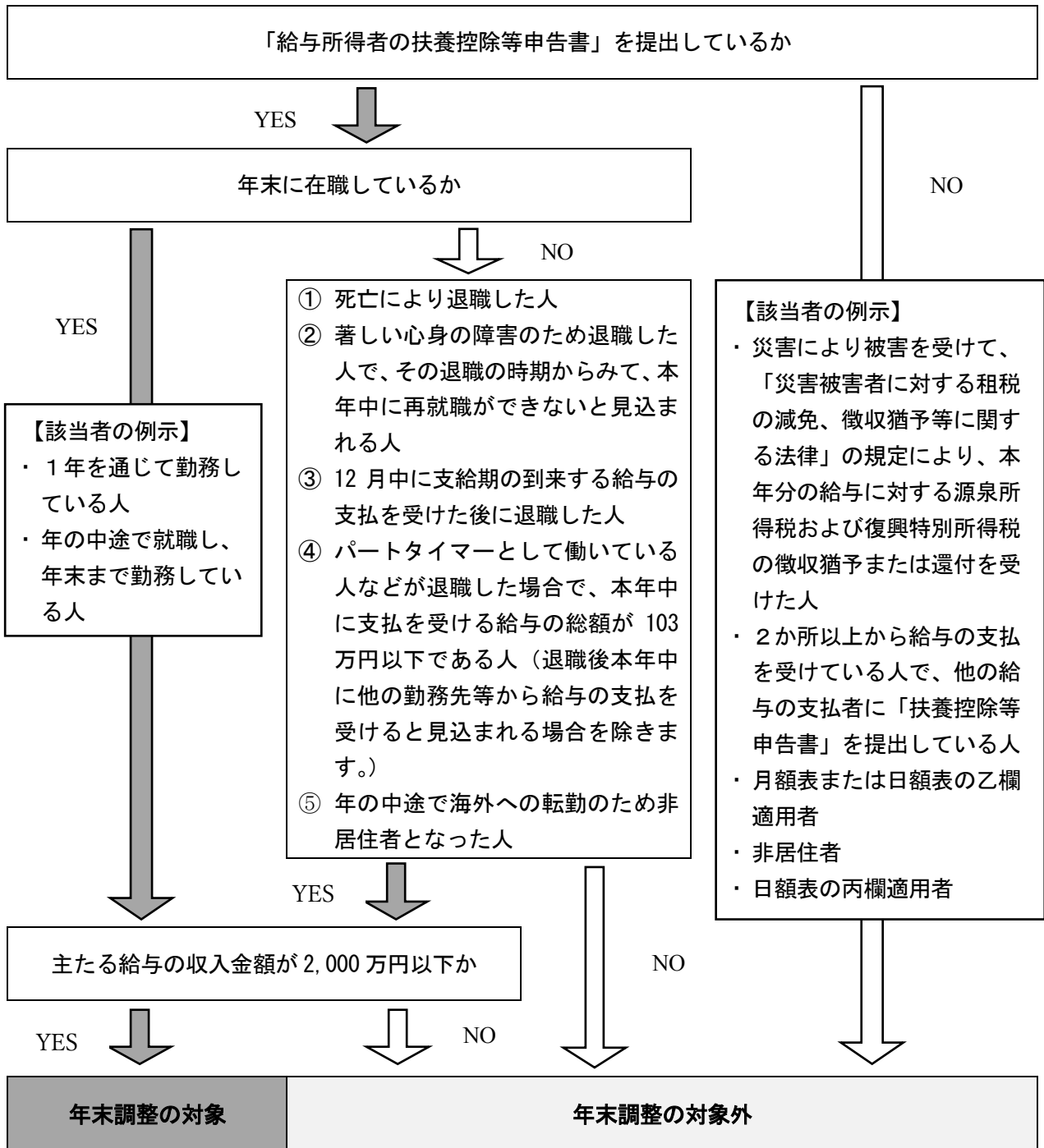


■ 年末調整対象者の判定フロー



【注意事項】

- 1 年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。
- 2 確定申告をしなければならない給与所得者の範囲の詳細および確定申告期間については、別添 ダウンロードコンテンツ「所得税の確定申告を行う方へのお知らせ」（本書 230 ページ）を参照してください。
- 3 外国人の労働者であっても、国内に住所を有するかまたは引き続いて国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになります。